競争参加者の資格に関する公示

沖縄総合事務局開発建設部が発注する令和５年度小禄道路橋梁上部工（上下Ｐ19～Ｐ24）工事は、特定建設工事共同企業体及び単体有資格業者等による一般競争により行うこととしたので、当該共同企業体の資格審査申請の受付の期間及び方法等を次のとおり公示します。

令和５年５月22日

沖縄総合事務局　開発建設部長　坂井　　功

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　工事名　令和５年度小禄道路橋梁上部工（上下Ｐ19～Ｐ24）工事

2　工事場所　沖縄県那覇市具志地内～豊見城市瀬長地内

3　工事内容　工場製作工１式、工場製品輸送工１式、鋼橋架設工１式、鋼橋現場塗装工１式、床版工１式、橋梁付属物工１式、鋼橋足場等設置工１式、仮設工１式

4　工事区分　鋼橋上部工事

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴　受付期間　令和５年５月23日から令和５年６月20日まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日９時00分から17時15分まで。

⑵　受付場所　〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２丁目１番１号　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係　ＴＥＬ098―866―0031（内線2541）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴　構成員の数　最大３社とする。

⑵　構成員の組合せ　当局による一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」に係る競争参加資格を有する者の組合せとする。

⑶　構成員の資格要件　全ての構成員が、本工事に係る入札公告に定められた「競争参加資格」に掲げる条件を満たす者とする。

⑷　出資比率　全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑸　代表者の要件　代表者は、より大きな施工能力を有し、かつ、出資比率が構成員中最大であるものとする。

⑹　有効期間　特定建設工事共同企業体の有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　発注工事の契約の相手方となった者
　競争参加資格が有ると認定された時から工事の請負代金の完成払をした時まで。

②　発注工事の契約の相手方とならなかった者
　競争参加資格が有ると認定された時から契約の相手方が確定した時まで。

7　資格審査申請書類

⑴　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書

⑵　共同企業体等調書

⑶　経審結果通知書の写し
※令和５・６年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑷　共同企業体協定書の写し

8　資格審査結果の通知
資格審査の結果は、特定建設工事共同企業体資格認定通知書により通知する。

9　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○○・□□□（会社名等）特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　共同企業体の資格審査申請をする者は、併せて支出負担行為担当官沖縄総合事務局開発建設部長　坂井功が公告する入札参加資格の確認を受けること。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。
　上記５⑵に同じ。

競争参加者の資格に関する公示

河川巡視高度化ツール構築検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和５年５月22日

九州地方整備局長　藤巻　浩之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

1　業務概要

⑴　業務名　河川巡視高度化ツール構築検討業務

⑵　業務内容　本業務は、ＵＡＶを活用した河川巡視の実装と河川上空のＵＴＭ（運航管理）を実現するための運用実証やそれらに必要なシステムモデルを構築することを目的としている。
　本業務で検証した項目については、一級河川における標準的な河川管理の手法として展開することとし、ＵＴＭの具体化と社会実装、それらを用いての河川巡視を実現するために、「ＵＡＶ等を活用した河川巡視マニュアル」の改訂やその他必要な基準等の整備を実施するものである。

⑶　履行期限　令和７年12月26日

2　申請の時期

①　令和５年５月22日から令和５年６月１日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
　なお、令和５年６月２日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

②　構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、令和５年８月２日まで申請の提出を受け付ける。
　また、令和５年６月１日までに参加表明書の提出を行うこと。

3　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の業務説明書と併せて交付する。
　入手方法については、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和５年５月22日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑵を参照すること。

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に○○・○○設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。受領期限までに必着。）により提出すること。
提出場所：〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部契約課調査係　電話092―471―6331（内線2521、2522）

⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。

⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

③　参加表明書の提出期限の日から見積書開封の日までの期間に、九州地方整備局長から地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等に関し指名停止等を受けていないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　令和４年10月３日付け公示５（測量・建設コンサルタント等業務）の①から⑤までに該当しない者であること。

⑵　業務形態

①　構成員の分担業務が、業務の内容により、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

②　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、○○・○○設計共同体協定書において明らかであること。

⑷　設計共同体の協定書　設計共同体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙１に示された「○○・○○設計共同体協定書」によるものであること。